(趣旨)

- 第1条 この要綱は、人口減少及び少子高齢化が進む中間市において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域の活力を呼び起こすとともに、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持及び強化に資することを目的として、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年総行応第38号総務事務次官通知別添。第3条第2項第1号イにおいて「国要綱」という。)に基づき、中間市地域おこし協力隊を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。(中間市地域おこし協力隊等)
- 第2条 この要綱において「中間市地域おこし協力隊」とは、本市の区域外に住所を有する 者を誘致し、地域協力活動(次に掲げる活動をいう。以下同じ。)に従事させる取組とす る。
 - (1) 農林水産業の振興に関する活動
 - (2) 環境保全に関する活動
 - (3) 商工観光の振興、特産品その他の地域資源の発掘又は商品開発に関する活動
 - (4) 地域間交流又は移住定住促進に関する活動
 - (5) 関係人口の創出又は拡大に関する活動
 - (6) スポーツ又は文化の振興に関する活動
 - (7) 地域コミュニティの活性化に関する活動
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める地域の振興に関する活動
- 2 この要綱において「協力隊の隊員」とは、中間市地域おこし協力隊の実施に当たって、 本市といずれか1つ以上の地域協力活動に係る業務委託契約(以下「委託契約」という。) を締結している者をいう。

(協力隊の隊員)

- 第3条 中間市地域おこし協力隊の実施に当たって、協力隊の隊員を置く。
- 2 協力隊の隊員は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。
 - (1) 次のアからウまでのいずれかに該当すること。
 - ア 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、 兵庫県及び奈良県並びに札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、 北九州市、福岡市及び熊本市の区域のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法 (昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、小笠原諸島振興開発 特別措置法(昭和44年法律第79号)又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) の規定に基づき指定された区域以外の区域に現に住所を有する者
 - イ 他の市町村において、地域おこし協力隊の隊員(国要綱第2の(1)に規定する地域おこし協力隊員をいい、協力隊の隊員を除く。)として同一地域で2年以上活動した経験があり、かつ、当該他の市町村の地域おこし協力隊の隊員でなくなった日から1年以内の者
 - ウ 他の市区町村において、語学指導等を行う外国青年招致事業(以下「JETプログ

ラム」という。)の参加者として2年以上活動し、かつ、JETプログラムの活動を 終了した日から1年以内の者

- (2) 心身ともに健康で、積極的に活動できること。
- (3) 第6条第1項の規定による委託契約の契約日において在学中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件 (公募)
- 第4条 市長は、協力隊の隊員を公募するものとする。
- 2 前項の公募に当たっては、市長は、募集する人数、活動内容、手続その他必要な事項を 市ホームページに掲載するものとする。

(選考及び通知)

- 第5条 市長は、前条の規定による協力隊の隊員の公募に対し応募があったときは、その内容を審査し、協力隊の隊員となるべき者を選考するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による選考の結果を、中間市地域おこし協力隊選考結果通知書(別 記第1号様式)により当該応募者に通知するものとする。

(委託契約)

- 第6条 市長は、前条第1項の規定による選考の結果協力隊の隊員の候補者として選定した 者と、委託契約を締結するものとする。
- 2 委託契約の期間の末日は、当該委託契約を締結した年度の3月31日を超えることができない。

(再度の委託契約)

- 第7条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件を全て満たすときは、市長は、選考を行わず、当該協力隊の隊員と引き続き委託契約を締結することができる。
 - (1) 委託契約の終了の理由が、当該委託契約の期間の満了であること。
 - (2) 第12条の規定による実績報告の内容その他の委託契約に係る業務の実施の状況を勘案し、引き続き委託契約を締結することが適当と認められること。
- 2 前項の規定は、当該協力隊の隊員と引き続き委託契約を締結することを保証するもので はない。
- 3 前条第2項及び前2項の規定は、第1項の規定による委託契約について準用する。 (委嘱等)
- 第8条 市長は、第6条第1項又は前条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。) の規定により委託契約を締結したときは、当該協力隊の隊員に委嘱状を交付するものとす る。
- 2 市長は、委託契約を解除したときは、委嘱状が失効したことを書面により当該協力隊の 隊員であった者に通知するものとする。

(転入の届出)

第9条 前条第1項の規定により委嘱状を交付された者(現に本市の区域内に住所を有する者を除く。)は、速やかに市長に転入の届出(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第

22条第1項に規定する転入の届出をいう。)をするものとする。

(守秘義務)

第10条 協力隊の隊員は、委託契約に係る業務を実施する上で知り得た秘密を他に漏らして はならない。協力隊の隊員でなくなった後も同様とする。

(実績報告)

第11条 協力隊の隊員は、当該月に行った地域協力活動の実績について、同月の翌月速やかに中間市地域おこし協力隊活動実績報告書(別記第2号様式)に活動日誌(別記第3号様式)及びその他の関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、中間市地域おこし協力隊の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

 第
 号

 年
 月

 日

様

中間市長

中間市地域おこし協力隊選考結果通知書

中間市地域おこし協力隊の隊員	員の何	候補者の選定に係る選考を行った	結	果、	中間市地域おこ
し協力隊の隊員の候補者として		選定しましたので 選定しませんでしたので	•	中間	市地域おこし協
力隊実施要綱第5条第2項の規第	をに.	より通知します。			

中間市長 様

隊員氏名

中間市地域おこし協力隊活動実績報告書

次のとおり活動実績を報告します。

報告年月	年	月分 活動	h		
実施した活動内容					
活動に関する課題					
翌月の活動予定・	内容				
市への要望・意見	等				
and the set of the set of the	nn nakare usan k	945-441 - 9783 - 9 20000000	ant Harold Sci. No. 10 mg		

- ※ 当月の活動について取りまとめ、翌月速やかに提出してください。
 - 〇 添付書類
 - (1)活動日誌(別記第3号様式)
 - (2) その他関係書類

	上記のとおり、活動したことを確認しました。
市	年 月 日
記載欄	所属
	氏名

活動日誌

隊員氏名

報告								
報 年月	日	曜日	活	動	内	容	備	考
年		()						
		()						
		()						
		()						
		()						
		()						
		()						
		()						
		()						
		()						
		()						
月		()						
		()						
		()						
		()						
		()						
		()						
		()						
		()						
		()						